



国際特許管理のイギリスにおける展開 米ゼネラル・エレクトリック社の事例

著者	西村 成弘
雑誌名	関西大学商學論集
巻	60
号	4
ページ	57-82
発行年	2016-03-10
その他のタイトル	International Patent Management in the UK : A Case Study of General Electric
URL	http://hdl.handle.net/10112/10330

国際特許管理のイギリスにおける展開

—米ゼネラル・エレクトリック社の事例—

西村 成弘

I. はじめに

受入国の特許制度が多国籍企業の意味決定に影響を及ぼすことは、よく知られている。たとえばミラ・ウィルキンスは、19世紀末にアメリカの電機企業がヨーロッパ諸国で現地生産を行うきっかけとなった一つの要因として、各国特許法に規定された強制実施権の存在をあげている (Wilkins, 1970, 55)。たしかに、特許法は特許制度の中心的な要素をなしているが、しかしそれは制度を構成するサブシステムの一つでしかない。一国の特許制度は、特許法のほかに司法制度、弁理士制度、一般にその国に普及している企業による特許管理方式など、多くの要素から構成されている。特許制度を構成するこれらの要素は、どのように多国籍企業の意味決定に影響を及ぼすのであろうか。外国に対する特許出願や海外直接投資に関する意思決定には、どの要素がより影響するのであろうか。本稿では、多くのサブシステムのうち企業の特許管理とその組織に焦点を当てる。多国籍企業が国境を越えて事業を展開する時、進出先の国にどのように特許管理とそれを担う組織を構築するかについて、米ゼネラル・エレクトリック (GE) 社のイギリスにおける事例を分析する。

筆者は、これまでも19世紀末から20世紀初頭にかけての近代企業による特許管理の形成と、国際特許管理の展開について明らかにしてきた¹⁾。そのなかで筆者は、GEの日本における関連会社 (東京電気、芝浦製作所) を通じた国際特許管理について明らかにしたが²⁾、GEの日本における特許管理は、GEのグローバルな特許管理システムの単なる一部分にすぎない。GEが国境を越えて行うビジネスの方法と組織は国ごとに異なっており、ヨーロッパ諸国における国際特許管理の事例を分析することによって、日本における事例を相対化する必要がある。本

1) GEの前身企業の一つであるトムソン=ヒューストン社 (Thomson-Houston Electric Company) における特許管理の形成については西村 (2009) を、ウェスチングハウス (Westinghouse Electric & Manufacturing Company) のヨーロッパにおける特許管理については西村 (2012) を、日本における特許管理については Nishimura (2014) を参照のこと。

2) GEの日本における特許管理については、さしあたり西村 (2002a) および西村 (2002b) を参照。

稿では、GEのイギリスにおける特許管理の方法と組織について、1914年までの期間に限定し明らかにするものである。

本稿が用いる特許書誌情報は、インターネット上の特許データベース³⁾およびアメリカ合衆国特許商標庁およびイギリス特許庁の公報類⁴⁾を用いて該当する特許を検索し収集した。これに加えて、19世紀末のイギリス特許については、データベースA Cradle of Innovationを用いて情報を検索・収集した。また主要な史料として、オックスフォード大学ボドリアン図書館所蔵のマルコーニ文書を用いた。

以下、GEの国際経営とアメリカおよびイギリスにおける特許出願状況を明らかにしたあとで、GEのイギリスにおける特許管理を、イギリス子会社であるブリティッシュ・トムソン=ヒューストン社 (British Thomson-Houston Company Limited, 以下BTHと略) の分析を通して明らかにする。

II. アメリカとイギリスにおける特許出願

1. イギリスにおける事業展開

①GEの国際事業

GEの前身企業の一つであるトムソン=ヒューストン社 (Thomson-Houston Electric Company) は、1880年にコネチカット州ニュー・ブリテンでアメリカン・エレクトリック社 (American Electric Company) として設立された (Passer, 1953, 21-24; Carlson, 1991, 148-157)。この会社は、エリユー・トムソン (Elihu Thomson) とエドウィン・ヒューストン (Edwin Houston) が開発したアーク灯システムを事業化する目的で設立され、設立に際してはトムソンとヒューストンが特許を、地元の投資家が資本を提供した。トムソンとヒューストンによるさらなる開発努力の結果、1881年までに高効率発電機、自動電流調整器、エアブラストにより整流子を絶縁しスパークを防止する装置、そして避雷器という一連のトムソン・ヒューストン・システムを完成させた。1883年にアメリカン・エレクトリック社は再編され、マサチューセッツ州リンに本社を置くトムソン=ヒューストン社となった。

トムソン=ヒューストン社は初期の頃より国際事業を行っていた。1885年にリンの投資家集団はトムソン=ヒューストン・インターナショナル・エレクトリック社 (Thomson-Houston International Electric Company, 以下、インターナショナル社) を組織し、トムソンとヒュ

3) アメリカ合衆国特許商標庁 (USTPO) の Patent Full-Text Image Database および 欧州特許庁 (EPO) Espacenet を利用した。

4) United States Patent Office, *Index of Patents Issued from the United States Patent Office*, Washington, DC: United States Government Printing Office, 各号; Great Britain Patent Office, *Index to Names of Applicants*, 各号。

ーストンのシステムを海外市場で販売・設置する事業を開始した。この子会社は諸外国における事業と特許の管理に責任を負っており、その地理的な範囲は南アメリカからヨーロッパまで広がっていた。インターナショナル社はいくつかの国では代理店を指名し、あるいは販売事務所を開設した。イギリスでは、1887年にラング・ウォートン&ダウン（Laing, Wharton and Down）を代理人に指名した（Swope, Jr., 1972, 2-6; Wilkins, 1970, 58）。フランスでは1884年に販売事務所を開設し、1886年には子会社（Compagnie Thomson-Houston）を設立した。このフランス会社がどのような事業を行っていたかは詳らかではないが、機器の販売と設置、そして特許管理を行っていたと考えられる。さらに、トムソン=ヒューストン社はドイツにも販売事務所を開設した。このように、初期のころは各国に販売のための拠点を配置し輸出事業を行っていたが、最終的には、現地の特許法や感情を考えるならば、工業国における事業は現地生産を通してのみ発展が可能であると認識するようになった（Swope, Jr., 1972, 2-3）。

なお、1892年にトムソン=ヒューストン社、インターナショナル社とエジソン・ゼネラル・エレクトリック社（Edison General Electric Company）が合併し形成されたGEは、インターナショナル社が構築した組織を基盤にして新たな国際事業を進めた。インターナショナル社は、しばらくはGEの子会社であったが、1900年ごろにはGEに吸収されて外国部門となった⁵⁾。

②イギリスにおける事業展開

トムソン=ヒューストン社は、アメリカン・エレクトリック社の時代からイギリスで事業を行っていた。1886年にラング・ウォートン&ダウンが設立され（翌年、トムソン=ヒューストン社の代理店に指名される）、アメリカン・エレクトリック社によって製造されたトムソンとヒューストンの電気機械をイギリスで販売し据え付けた。この会社は1889年にラング・ウォートン&ダウン建設シンジケート社（Laing, Wharton and Down Construction Syndicate Ltd. 以下、シンジケート社）に再編され、トムソン=ヒューストン社からアーク灯システムと高電圧交流電灯システムのイギリス事業を継承した。しばらくの間は、シンジケート社は外国から設備を輸入しそれらを据え付けていた。

1894年にシンジケート社はブリティッシュ・トムソン=ヒューストン・リミテッド（British Thomson-Houston Limited. 以下、リミテッド社）に再編された（Price-Hughes, 1946, 7-8）。リミテッド社の組織には、現地の利害関係者に加え、インターナショナル社（40%を所有）、フランス・トムソン=ヒューストン社（La Compagnie Française pour l'Exploitation des Procédés Thomson-Houston, CFTH）およびドイツのAEG（Allgemeine Elektrizitäts-Gesellschaft）が参加した⁶⁾。リミテッド社は、単なる代理店ではなかった。リミテッド社は

5) GE, "Report upon Foreign Business," 105.

6) Swope, Jr., "Historical Review of GE's Foreign Business," 3. 1896年から1917年まで取締役を務めたC・バーレル（C. Burrell）とL・テュルノエ（L. Thurnauer）はCFTHの資本を代表していた。BTH、

GEのイギリス特許を保有し、製造権も保持していたからである。しかし、リミテッド社が製造工場を建設・運営することはなかった。

2年後の1896年に、リミテッド社は解散され、新たにブリティッシュ・トムソン=ヒューストン社(BTH)が設立された。当初、BTHの取締役会長はフランス人のE・ラザラス(E. Lazarus)、総務担当重役はジェームス・デヴォンシャー(James Devonshire)であった。BTHは、リミテッド社と同じくトムソン=ヒューストン社製品のイギリスにおける製造権を保有していたが、製造設備は持っていなかった。BTHが持っていたのはロンドンの小さな作業所と倉庫であり、そこで輸入された設備の梱包を解き、それらの検査を行っていた。BTHは、それら輸入した設備を用いてイギリスの諸都市に市街鉄道システムを据え付けるなどしていた(Price-Hughes, 1946, 9-13)。BTHが電気機器の製造事業を開始したのは、1902年になってからであった。

ところで、GEの国際経営の特徴の一つは、工業国の電機製造企業に少数資本参加し、特許を相互に交換する契約を締結する点にあった(Wilkins, 1970, 94-95)。GEとその関連会社は、それぞれのテリトリーにおいて特許を相互に管理する相互契約を締結した。GEはイギリス子会社であるBTHと1897年3月3日に特許に関する契約を締結したが、そこには特許を交換しそれぞれのテリトリーで特許を管理する条項が含まれていた⁷⁾。契約では、第一に、「GEが連合王国とヨーロッパにあるイギリス領で取得したすべての特許権および特許の諸権利を譲渡する。また、GEの支配している企業の特許権も同様とする。また、新しい特許権については、BTHが新規出願の費用を支払う」ことが規定された。続いて、GEは「雇用しているすべての技術者にすべての特許権を譲渡するよう要求する。そのような発明はBTHに通知する」ことが規定された。そして最後に、GEは「購入した諸発明あるいは特許権をBTHに供与する」ことが規定された。このようなGEの義務に対応して、反対にBTHも次のような義務を負った。すなわち、BTHは「アメリカ合衆国およびカナダ自治領に関連するすべての特許権および特許の諸権利を譲渡する。また、BTHの支配している企業の特許権も同様とする。また、新しい特許については、GEが購入する」。さらに、BTHは「雇用しているすべての技術者にすべての特許権を譲渡するよう要求する。そのような発明はGEに通知することが、最後にBTHは「購入した諸発明あるいは特許権はGEに供与する」ことが規定された⁸⁾。

2. 出願の傾向

1914年までの期間に、GEはイギリス、フランス、ドイツ、日本を含む多くの国で特許を出

⁷⁾ Report of Directors, July 17, 1987, MS Marconi 2900; BTH, Board Minutes, July 7, 1896, MS Marconi 2880; Byatt (1979, 33-34).

⁷⁾ 最初の契約は1896年5月のBTH設立(再編)時に締結された。

⁸⁾ GE, "Report upon Foreign Business," Exhibit A, Section 1-b, 28-29.

願し取得した。しかし、GEはすべての国において同じ程度に特許出願したわけではなかった。図1は1892年から1914年までのアメリカとイギリスにおける特許出願の傾向を示している。このグラフに示されているイギリス特許の件数には、後に述べるように、現地子会社(BTHなど)に譲渡され現地子会社の名義で出願された特許、弁理士の名義で出願された特許、そしてGEとその役員の名義で出願された特許が含まれている。アメリカにおける出願をみると、19世紀末から件数が増加し、1904年にピークを迎えている。イギリスにおける出願傾向もそれと似ており、19世紀末から出願が増加し、1904年が最も多くなっている。出願傾向の類似性は、1914年まで確認できる。また、イギリスにおける出願件数は、アメリカにおける出願よりもつねに下回っていた。全期間を通してみると、GEはイギリスで3,347件の特許を出願し取得したが、これは同期間のアメリカにおける出願数6,080件の半分強の規模であった⁹⁾。しかし、規模の違いはあるとはいえ、このグラフはアメリカとイギリスにおける特許出願傾向が密接に関連し、同期していることを示している。GEがイギリスにおいてこのような同期的な特許出願を行った（行うことができた）要因は何であったであろうか。

最初に、特許法を検討しよう。イギリスにおける特許制度は古く15世紀イングランドにまでさかのぼることができるが、近代的な特許制度は19世紀に整えられた（Davenport, 1979, 20-22; Khan, 2009, 38）。1852年に特許局が設置され、1883年に「特許・意匠及び商標法」(Patent,

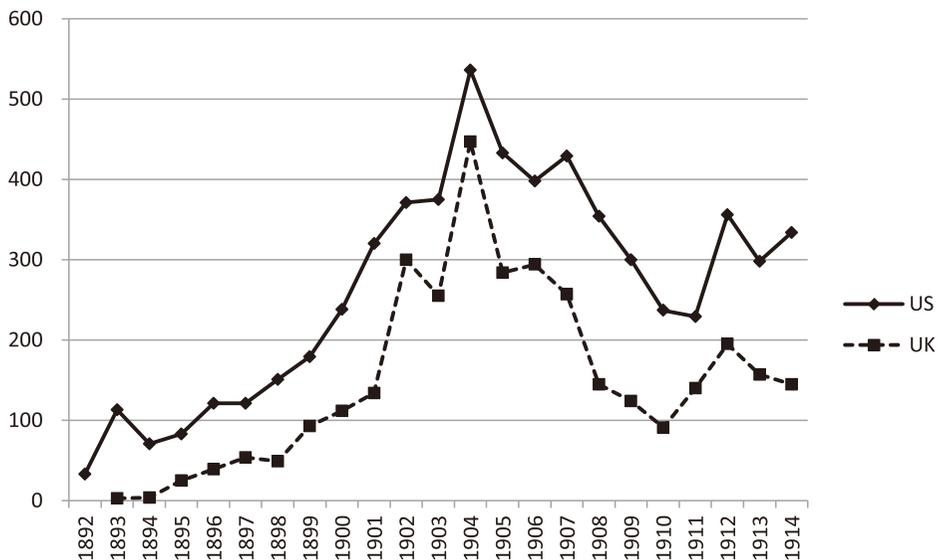


図1 GEのアメリカとイギリスにおける特許出願傾向

出所：USPTO, *Index of Patents*, 各号；GB Patent Office, *Index to Names of Applicants*, 各号より作成。

9) アメリカ特許の出願件数は、出願され後に登録されたものを示している。イギリスの出願件数は、出願そのものの件数を示している。

Design, and Trade Marks Act of 1883) が制定された。この1883年法は「近代特許行政の始まり」と位置付けられている。というのも、この法律は特許審査制度の規定を持ち、さらに、それ以前は出願者に「禁止的なほど高額な」負担となっていた出願費用と更新費用（年金）をかなり低下させたからである(Boehm, 1967, 30; Khan, 2009, 31)。ただし、特許審査の項目に「新規性」基準が含まれるようになるのはようやく1902年になってからであり、それが実際に審査されるのは1905年以降のことであった(Boehm, 1967, 31; Davenport, 1979, 22)。

他方で、イギリスの特許制度は初期のころから外国で発明された技術にも開放されていた。特許制度はイギリス産業の発展を促進する目的を持っていたため、16世紀以降、特許を出願することのできる「真正の最初の発明者」には、新たな製品や製造プロセスを発明した者のほか、外国から新たな技術を輸入した者も含まれていた(Davenport, 1979, 26)。したがって、出願書類にはイギリスでなされた発明の申請に用いられるA書式と、通知出願(communication application)のためのA1書式の2通りが存在した¹⁰⁾。1884年にイギリスにおいてなされた特許出願の総数は1万7,110件であったが、そのうち2,607件(約15%)は外国からの通知出願であった¹¹⁾。さらにイギリスは1884年に工業所有権保護同盟条約(パリ条約)に加盟し、外国人のための出願手続きが整えられた(Davenport, 1979, 22-23)。

1888年には、特許管理に密接に関連する制度の一つとして、弁理士登録規則(The Register of Patent Agent Rules)が制定された(Davenport, 1979, 28-29)。特許の代理人を生業とする者は19世紀初めから活動していたが、彼らの技能は総じて低かった。特許制度の経済・社会的な効用を高めるためには、特許出願を行う代理人の技能を適切な水準に維持しておく必要があり、1882年には代理人の技能を高めることを目的として、弁理士協会(Institute of Patent Agent)が設立された¹²⁾。1888年の規則制定は、実質的にこの動きを公式化するものであった。弁理士登録規則は、弁理士は商務省(Board of Trade)から許可を受けない者の特許代理業務を禁止していたが、その許可を得るためには弁理士協会が実施する試験に合格する必要があった。登録された弁理士(勅許弁理士)は1889年に222人、1910年に267名であり、1914年までおよそ250人程度の規模を維持した¹³⁾。1885年の特許出願件数は、外国から通知出願されたものも含め1万6,101件であり、そのうち1万2,461件(約73%)が弁理士を通して出願され、残りの約27%は発明者本人が特許局に対して直接出願を行った¹⁴⁾。

上記のように、イギリスは19世紀末あるいは20世紀初頭には、近代的な特許制度を完成させていた。しかしながら、近代的な特許制度の存在は、単にGEが特許出願を行う可能性を示す

10) GB Patent Office, *Report of Comptroller General*, 1, 1884.

11) GB Patent Office, *Report of Comptroller General*, 3, 1884.

12) 特許代理人協会は1891年に勅許状を得た。

13) GB Patent Office, *Report of Comptroller General*, several issues.

14) GB Patent Office, *Report of Comptroller General*, 3, 1886.

に過ぎない。つまり、それだけではGEのイギリスにおける出願傾向を説明することはできない。特許制度の近代化は、多国籍企業が国境を越えて特許出願を行う必要条件ではあるが、十分条件ではないのである。では、多国籍企業が一定規模の国際的な特許出願を継続するための十分条件は何であろうか。国境を越えて継続的な特許出願を行うためには、現地において特許管理を組織しなければならない。次節では、GEのイギリスにおける特許管理、具体的にはBTHにおける特許管理に焦点を当てよう。

Ⅲ. BTHの特許管理：初期の段階

1. 特許の出願と管理

BTHの特許部は、1897年末に組織された。ここでは、特許部設置までの特許管理を明らかにしよう。

表1は1897年までのGE関連特許の出願名義人を、表2はそれらが誰によって出願処理されたかを示したものである。最初の特許は1879年10月29日に申請された。その特許の名称は「照明用、電信用、メッキ用の発電、蓄電および応用」で、エリユー・トムソンとエドウィン・ヒ

表1 GEとBTHによる特許の出願名義人 1879-1897

出願年	外部代理人				発明者	J・デヴォン シャー	BTH	合計
	W. R. レイク	H. H. レイク	J. C. チャップマン	その他				
1879	1							1
1880	2							2
1881								
1882	1				1			2
1883		2						2
1884					1			1
1885								
1886		2		1				3
1887					2			2
1888		4			3			7
1889		9			7			16
1890		10			2			12
1891		4			1			5
1892		1			3			4
1893		2		1	4			7
1894						2	1	3
1895		1	2			22	1	26
1896			1	1		23	14	39
1897							54	54
Total	4	35	3	3	24	47	70	186

注記：BTHはリミテッド社とBTHの両方を含む。

出所：GB Patent Office, *Index to Names of Applicant*, 各号；Espacenet；A Cradle of Innovationより筆者作成。

表2 GEとBTHの特許の出願代理人 1879-1897

出願年	ハゼルトイン, レイク	J. C. チャップマン	その他	なし・不明	合計
1879	1				1
1880	2				2
1881					
1882	1			1	2
1883	2				2
1884				1	1
1885					
1886	2		1		3
1887				2	2
1888	4			3	7
1889	9			7	16
1890	12				12
1891	4			1	5
1892	4				4
1893	5		1	1	7
1894				3	3
1895	1	16		9	26
1896		38	1		39
1897		53		1	54
合計	47	107	3	29	186

出所：GB Patent Office, *Index to Names of Applicant*, 各号：Espacenet；A Cradle of Innovationより筆者作成。

ユーストンが発明者であり、出願人はヘンリー・H・レイク (Henry H. Lake) であった¹⁵⁾。レイクは法律事務所ハゼルトイン、レイク事務所 (Haseltine, Lake & Company) の弁護士 (Solicitor) であったので、この特許書誌情報から判断すると、彼らがトムソンとヒューストンに代わって特許管理を行っていたといえる。1893年までに、トムソン、ヒューストン、エドウィン・R・ライス・ジュニア (Edwin R. Rice, Jr.), R・M・ハンター (R. M. Hunter), ハーマン・レンプ (Herman Lemp), そしてW・P・ポッター (W. P. Potter) といったトムソン=ヒューストン社のエンジニアによってなされた発明が、レイクの名義で出願され、管理された。他方で、同期間には、トムソンやライスなどの特許が彼らを名義人として出願されたものもあったが、それらもハゼルトイン、レイク事務所が出願管理を行っていた。

1894年にリミテッド社が設立されると、特許の出願方法にも変化が見られた。1893年までは主にハゼルトイン、レイク事務所がGE特許を出願していたが、1894年になるとリミテッド社の総務担当重役デヴォンシャーが出願人となり、出願を行うようになった。1894年に同社はエリユー・トムソンの特許を2件出願しているが、これらの出願にはデヴォンシャーのみが署名しており、弁理士の署名はなかった。この点から、この2件についてはリミテッド社の内部で

15) イギリス特許1879年第4400号。

出願処理行われたと言える。他方で、同年、リミテッド社はもう一つの特許（第14113号）を出願したが、その出願人はアルフレッド・G・クーパー（Alfred George Cooper）とリミテッド社の両者となっていた。クーパーはリミテッド社の取締役で、勅許弁理士のG・G・M・マーディングサム（G. G. M. Mardingham）が出願処理を行った。この出願がそれ以外の出願と異なるのは、この特許がイギリスにおいてなされた発明をカバーしている点である。また、イギリスにおける発明（エンジニアであるクーパーによる発明）が社外の弁理士によって出願管理された点も、GEからの通知特許とは扱いが異なっていた。リミテッド社による出願は、翌1895年には26件にまで拡大した。この年の前半は、GEからの通知特許はデヴォンシャーの名前で出願されており、それらは社内部で出願処理が行われたが、後半には社外の勅許弁理士であるJ・C・チャップマン（J. C. Chapman）によって出願処理が行われた。おそらく、GEからの通知特許の出願が拡大し、処理業務を内部で行えないようになったためであると考えられる。

1896年の組織再編までは、ひきつづきデヴォンシャーが出願人となり、GEからの通知特許を出願していた。しかしリミテッド社がBTHに再編されたときに、状況は変化した。新会社の立ち上げ直後、関連する特許の出願は、（同年9月以降）すべてBTHの名義で行われるようになった¹⁶⁾。この変化は、先に述べたように、GEとBTHとの間で特許管理契約が締結されたことによるものである。しかし、すべてのGE特許のイギリスにおける出願がBTHの名義で行われたわけではない。いくつかの特許は、GEの名義で出願された。1905年以降になると、ようやくすべてのGE特許が、BTHの名義においてイギリスで出願されるようになった。BTHによる1896年と1897年の特許出願は、勅許弁理士のチャップマンによって処理がなされた。

さらに、1986年には、新しく設立されたBTHは、それまで代理人や個人の名義で出願され登録されていた特許を自社に集中させた。勅許弁理士チャップマンの名義によって出願されていた特許、デヴォンシャーやリミテッド社の名義で出願されていた特許、そしてC・W・ワートン（C. W. Wharton）やホーレス・F・パーシャル（Horace F. Parshall）といったエンジニアの名義で出願された特許を、契約によって取得し、自社管理のもとにおいた¹⁷⁾。

ところで、初期の頃においては、すべてのGE特許がBTHやその前身企業に譲渡されたわけではなく、GEが直接管理していた特許も存在した。そのような特許の存在は、GEとイギリス現地企業との契約に規定されていた。たとえば、1891年に建設されたシーブズカーとラウンドハイを結ぶトロリー式の市街電気鉄道（1894年にリーズ会社を買収された）は、インターナショナル社が機器の設置を行い、代理店であったシンジケート社がそれを行ったわけではなかつ

16) 会社名義による特許出願は5月26日に開始された。1896年9月9日の取締役会議事録によると、会社の印鑑が押されるすべての出願書類や他の書類は、取締役会か執行委員会において承認されなければならないとされた。

17) BTH, Board Minutes, July 14, September 15, and November 17, 1896, MS Marconi 2880.

た。というのも、トムソン=ヒューストン社は市街電気鉄道に関する特許をイギリス子会社に譲渡せず、直接管理したからであった。1896年まで、GEは市街電気鉄道に関する特許をイギリス子会社に譲渡しなかった (Price-Hughes, 1946, 10-11)。

2. 取締役会による直接管理

BTHの特許管理を明らかにするため、特許管理組織と特許の購入、ライセンス、そしてエンフォースメントといった機能に焦点を当てよう。

特許部の設立以前、特許管理は取締役会によって直接的に行われていた。特許部長といった固有のタイトルを持つ人物は存在しなかったが、特許の管理は主として総務担当重役のデヴォンシャー、GE出身のエンジニアであるパーシャル、そして法律事務所と勅許弁理士によって担われていた。なかでもパーシャルは、1897年まで実質的に特許部長としての役割を果たしていた。彼はアメリカ生まれのエンジニアで、かつてエジソン・ゼネラル・エレクトリック社の主任設計技師やGEの技術部の主任を務めており、鉄道システムと動力機器の開発を主導していた。イギリスで活動するようになってからは、東ロンドン地区に電灯システムを設置するなど (Price-Hughes, 1946, 5; Byatt, 1979, 143-144; Palmén, 2009, 2-3)、イギリスにおけるGEの事業を進めた。パーシャルのGEとの契約をみると、彼の重要性がわかる。1897年の更新契約によると、GEはパーシャルに年間1万5,000ドルを支払うが、彼のサービスの利益はもっぱらBTHが受けるのであるから、BTHはGEに1万2,500ドルを支払う (返還する) とされていた¹⁸⁾。1万5,000ドルというパーシャルの年報は、BTHの取締役の報酬と比較しても、かなり高額であった。パーシャルが特許管理を担当していたことから、初期のころにBTHの特許管理は、GEの人材によって行われており、現地人材によって行われていたのではないことが判明する。

特許管理の重要な一つの業務は、特許の評価である。1896年において、デヴォンシャーは毎月、特許に関する報告書を取締役に提出した。これらの報告書のタイトルは「イギリス特許に関する報告書」「イギリス特許出願および更新の提案」あるいは「特許出願に関する報告書」であり、報告書では特許出願と権利維持の可否について議論がなされていた¹⁹⁾。1897年になると、パーシャルが毎月この種の報告書を提出するようになり、それは特許部の設置まで続いた²⁰⁾。取締役会では、特許の出願、更新、あるいは放棄について議論がなされ、報告書に沿って決定がなされた。

他者特許の評価と調査も、パーシャルによって行われた。1896年5月19日のBTHの最初の実行取締役会において、パーシャルはニコラ・テスラ (Nikola Tesla) とドブロウォルスキー (Von

18) Ibid., May 18, 1897.

19) Ibid., June 2, November 3 and 10, 1896.

20) Ibid., January 18, 1897.

Dovilo Dovrowolski)の特許を買収する適否を調査し、取締役会に報告するように指示された。同じ取締役会で、デヴォンシャーもまた、シルバヌス・P・トンプソン教授 (Professor Sylvanus P. Thompson) にドブロウォルスキー特許の評価を依頼し、報告するように指示された²¹⁾。明らかに取締役会は、複数のチャンネルから情報を収集し、それに基づいて特許の買収を決定しようとしたのである。また、BTHの前身組織が取得した特許をBTHに移転させる際にも、パーシャルが特許評価を行った。1897年2月に取締役会は、パーシャルによる特許報告書が提出されるまでは、E・ウィルソン (E. Wilson) 発明の特許を旧会社 (リミテッド社) からBTHへ移転させることを延期する決定を行った。ウィルソン特許については、次の取締役会でパーシャルが報告書を提出し、BTHへ移転させることが決定した²²⁾。

パーシャルはライセンスの管理も行っていたが、ライセンスに関しては外部の法律事務所や弁理士と連携して行った。ジョンソン=ランデル特許の事例が説明に適用している。1896年7月、J・ホプキンソン博士 (Dr. J. Hopkinson) とパーシャルが作成した、市街電気鉄道の表面接触システムに関するジョンソン=ランデル特許についての報告書が取締役に提出された。検討の後、取締役会は特許買収交渉を開始することを決定した²³⁾。この特許は、ニューヨークに本社を置くジョンソン=ランデル・エレクトリック社 (Johnson-Lundell Electric Company) のアメリカ特許「電気鉄道の表面接触システム」のイギリスにおける権利であった²⁴⁾。買収交渉は取締役会メンバーによって進められ、ジョンソン=ランデル社との間で、特許の買収ではなくライセンスを得るという口頭での合意がなされたことが8月の取締役会に報告され、承認された。契約の要点は、イギリスにおける市街電気鉄道の運行システムに対する権利についてBTHはライセンスを受け、オプション (権利金) として2,500ポンド、鉄道システムの技術的実証成功の2か月後にライセンス料として7,500ポンドを支払うというものであった²⁵⁾。しかし、パーシャルの役割はそれで終わらなかった。その年の秋にアメリカに一時的に帰国した時、GEからジョンソン=ランデル特許の情報を入手した。パーシャルがイギリスに持ち帰った情報には、ジョンソン=ランデル特許の有効性に関する疑問が含まれていた。パーシャルは、特許登録日に関して特許を再調査して報告することを取締役会から指示された²⁶⁾。重要なことは、19世紀末の段階において、アメリカのGEとイギリスのBTHが特許情報を交換していることである。翌年の取締役会では、ジョンソン=ランデルの表面接触システム特許のオプションをもう1年延長することが決定された²⁷⁾。

21) Ibid., May 19, 1896.ドブロウォルスキーはAEGの主任技師であった (Byatt, 1979, 68)。

22) Ibid., February 10 and 17, 1897.

23) Ibid., July 7, 1896.

24) アメリカ特許 646229号。

25) BTH, Board Minutes, August 18, 1896, MS Marconi 2880.

26) Ibid., November 10, 1896.

27) BTH, Board Minutes, December 7, 1897, MS Marconi 2881.

チェンバレン&フッカム社 (Chamberlain & Hookham Ltd.) のメーター特許侵害に関するトムソン・メーター特許事件は、特許管理の一つの要素である権利の行使がどのように行われたかを探る、一つの好例である。チェンバレン&フッカム社は1897年5月1日のチラシのなかで、BTHが彼らの特許を侵害していると主張した²⁸⁾。直ちにデヴォンシャーは、この件についてハゼルタイン、レイク事務所によって準備された報告書を取締役に提出した。ハゼルタインの報告書では、BTHはチェンバレン&フッカム社のメーター特許を侵害していないことが述べられ、チェンバレン&フッカム社による他の特許事件にかかわった弁護士から追加的な意見を得るべきであると提案された²⁹⁾。助言に従い、デヴォンシャーは事件にかかわったことのある勅撰弁護士フレッチャー・モルトン (Fletcher Moulton Q. C.) から意見を聴取し、6月にそれを取締役に報告した。モルトンもハゼルタインの意見に支持を表明し、BTHはチェンバレン&フッカム社の特許を侵害していないと主張した。さらに取締役会は、法律事務所であるアッシュハースト・モリス・クリズプ事務所 (Ashhurst Morris Crisp & Co.) のすすめにより、勅許弁護士W・R・ボスフィールド (W. R. Bousfield) から意見を聴取することを決定した³⁰⁾。ボスフィールドの意見が同封されたアッシュハースト事務所からの書簡が取締役に提出された。その書簡には、BTHがチェンバレン&フッカム社に書簡を送り、チラシがBTHの事業を不当に妨害していることを通告し、彼らに「チラシはトムソン・メーターを指しているわけではないと述べるか、さもなければこの問題を裁判で決着させる」ことを要求するべきであると述べられていた³¹⁾。取締役会は直ちにチェンバレン&フッカム社に書簡を送り、その後ほどなくして返信を受け取った。チェンバレン&フッカム社からの書簡と、ボスフィールドが下書きをしたチェンバレン&フッカム社に対する返信の両方が、取締役に提出された。取締役会では、ボスフィールドによる返信草稿はパーシャルによって点検され修正されたのち、最終的に確定させるためにボスフィールドに送ることが決議された。さらに、取締役会は、アッシュハースト・モリス・クリズプ事務所に、チェンバレン&フッカム社に対して「この問題において訴訟を招くという深刻な結果の可能性について考慮されたし」と通知させることも決定された³²⁾。チェンバレン&フッカム社に対する書簡は、最終的にボスフィールドによって修正され、7月の取締役会で承認され、発送された。結果的に、チェンバレン&フッカム社は、自社の特許を侵害しているとして、BTHを訴えた。

BTHが他社による特許侵害を提起する際には、法律事務所だけではなく、親会社であるGEの援助を受ける場合もあった。たとえば、1896年11月に取締役会は、リーズ社 (Leeds

28) BTH, Board Minutes, June 18, 1897, MS Marconi 2880.

29) Ibid., May 25, 1897.

30) Ibid., June 1, 1897.

31) Ibid., June 18, 1897.

32) Ibid., June 29, 1897.

Corporation) が市街電気鉄道を完成させた後に、リーズ社をBTHが保有する特許を侵害したとして訴える決定を行った。同時に、取締役会は、リーズ社に対する訴訟戦略を作成するために、スケネクタディ（GEの本社所在地）のGEの特許部長であるジョージ・R・プロジェクト（George R. Blodgett）に意見を求めることを決定した³³⁾。このように、BTHによる権利行使の一部は、イギリス国内だけに限られるのではなく、親会社であるGEとの国際的な連絡に基づき行われていたことも、BTHの特許管理の特徴であった。

IV. 特許部による管理

1. 特許部の組織

BTHが製造事業に従事するようになるのは、1902年のことであった。それまでの主たる事業は、GEがアメリカで生産した設備や製品、あるいは大陸ヨーロッパの関連会社が生産した設備や製品を輸入し、イギリス各地に据え付けることであった。しかし、製造事業を行っていない期間においても、特許管理は行われていた。これまでの叙述からもわかるように、取締役会における審議のかなりの部分は、特許問題に割かれていた。しかし、BTHによる製造事業の開始は、それまでの特許管理に影響を与えるものであった。

BTHは、製造事業参入の実行可能性について慎重に検討した。イギリスにおける製造事業は、1899年に取締役会会長のE・ラザラスがパリとベルリンに出向き、BTHの関連企業であるCFTHとAEGと、工場の建設およびそのためのBTHの増資について協議したことで開始された³⁴⁾。1900年1月、BTHは製造工場を建設するために、ラグビーに25エーカーの土地を1万ポンドで購入した（Price-Hughes, 1946, 14）。GEはBTHに、工場に必要なほぼすべての技術を提供した。マネジメント組織も、電気機器製造業者となるために再編された。1901年8月にGEの社長であるチャールズ・A・コフィン（Charles A. Coffin）と副社長のライスがBTHの取締役に就任した³⁵⁾。なかでもライスは、ラグビー工場建設の責任者となった³⁶⁾。工場の完成後、1901年10月には、BTHのほとんどのスタッフがロンドンからラグビーに移転し、1902年3月14日にラグビー工場は操業を開始した。工場では、市街電気鉄道、発電機、メーター、照明システム、白熱電球といった、電気機械やそのコンポーネントが製造された（Price-Hughes, 1946, 14-17）。1903年になると、BTHはカーチス型蒸気タービンの権利を獲得し、それを製造するために新しい子会社ウォリック社（Warwick Machinery Company Ltd.）を設立した（Price-Hughes, 1946, 20）。

33) Ibid., November 24, 1896.

34) BTH, Board Minutes, January 17, 1899, MS Marconi 2881.

35) BTH, Board Minutes, August 26, 1901, MS Marconi 2882.

36) Ibid., September 23, 1901.

特許管理の強化は、ラグビー工場建設のはるか以前から検討されていた。1896年7月にパーシャルとA・M・タナー (A. M. Tanner) が特許問題に関する報告書を提出した際、パーシャルは「特許に関する諸問題のために、ロンドンに独自の専門家を確保するかどうか」について検討し、「この問題に関してプロジェクト氏と連絡を取り」、そして取締役会に提案をするように指示された³⁷⁾。同年9月、パーシャルは、取締役は「特許アドバイザー」のような人物を任命すべきであるとする書簡を提出したが、この問題は延期されてしまったようである³⁸⁾。

特許部の設置は1897年11月に決定された。取締役会において、特許問題に関するパーシャルの書簡とタナーからの書簡が提出され、審議された。タナーが特許部の責任者として役割を果たすという彼の提案は承認された³⁹⁾。タナーに対して提示された条件は、BTHは彼に月40ポンドを支払うというものであり、それには彼がアシスタントを雇う費用も含まれていた。この契約から、タナーはBTHと雇用契約を結んだのではなく、請負契約を締結したと見ることができる。12月に開催された取締役会では、条件を受け入れる旨のタナーの書簡が提出され、承認された。タナーがBTHの最初の特許部の責任者となったのである⁴⁰⁾。

特許部は、ラグビー工場が操業を開始した1902年に再編・強化された。ロンドン・オフィスにおける特許部の組織強化の背景の一つには、処理すべき特許出願の量が増加するという見通しがあった。1902年3月に、タナーの年俸は480ポンドから500ポンドに増額され、その中にはアシスタントのアーノルド・J・タナー (Arnold J. Tanner) の年俸も含まれていた⁴¹⁾。後に見るように、アーノルド・タナーはBTHの特許出願に責任を負っていた。特許部再編のもう一つの内容は、グラスゴー大学でケルヴィン卿 (Lord Kelvin) の個人的な助手と秘書を務めていたジョン・グレイ (John Gray) がBTHに加わり、特許部の責任者となったことである (Price-Hughes, 1946, 56)。同年7月、グレイはBTHのために特許出願を行う勅許弁理士に任命され、イギリス特許局に届け出られた⁴²⁾。1903年にはC・バーヂェス (C. Burgess) がグレイのアシスタントとして雇用された⁴³⁾。そして同時に、グレイを責任者として特許部が再編された。グレイは1935年に死去するまで33年間にわたり、特許部長として管理を行った (Price-Hughes, 1946, 82)。

職務発明規に関する取扱いは、各エンジニアとの契約によって決められたようである。1901年9月のラグビー工場建設について審議された取締役会において、同時に従業員の発明をどの

37) BTH, Board Minutes, July 21, 1896, MS Marconi 2880.

38) Ibid., October 13, 1896.

39) BTH, Board Minutes, November 30, 1897, MS Marconi 2881.

40) Ibid., December 7, 1897.

41) 480ポンドのうち192ポンドがアーノルド・タナーに支払われていた。BTH, Executive Committee Minutes, March 6, 1902, MS Marconi 2888.

42) BTH, Executive Committee Minutes, July 31, 1902, MS Marconi 2888.

43) Ibid., June 4, 1903.

ように取り扱うかという問題が審議された。ロンドンで開催されたこの取締役会には、コフィンやライスも出席していた。取締役会では「当社の従業員が発明したかあるいは取得した特許を当社に譲渡する問題」について審議され、この問題を集中的に審議するためにGEの専務取締役のW・J・クラーク（W. J. Clarke）、H・R・モンクス（H. R. Monks）、そしてライスによって構成される委員会が設置された⁴⁴⁾。この委員会の答申に関する史料は見当たらないが、10月の取締役会（執行役員会）で承認された職務発明の取り扱いに関するフランク・ホールデン（Frank Holden）との契約が、その内容を示している。ホールデンは、GEのリン工場のエンジニアであったが、イギリスにやってきてBTHのメーター試験部の責任者となった（Price-Hughes, 1946, 13）。GEのエンジニアであったため、GE副社長でもあるライスがホールデンとの契約を調整することとなった。そこでは「ホールデン氏によってなされたすべての発明をトムソン=ヒューストンの関係者（世界中のトムソン=ヒューストン関連会社のこと——引用者）が確実に使えるようにする」という観点から契約内容が調整された⁴⁵⁾。出来上がったホールデンとの2年間の契約には、BTHがホールデンに特許の対価として75ポンドを支払い、そのうちの50ポンドをGEが負担し、残りの25ポンドをBTHが負担するという規定が含まれていた⁴⁶⁾。この負担割合は、BTHはイギリスとその植民地において特許化する権利しか保有していないことに基づいていた。

ホールデンとの契約に続き、BTHと技術サービス契約を締結した多数のエンジニアも、特許をBTHに譲渡する契約を結んだ。1903年7月、BTHはタービン技師のK・O・アールクイスト（K. O. Ahlquist）と技術サービス契約を締結したが、同時に特許を譲渡する契約も結んだ⁴⁷⁾。その後、エンジニアと技術サービスならびに特許譲渡の契約を締結することは一般的となり、ラグビー工場で生み出されるすべての発明を会社の特許として確保することによって、BTHの特許管理は強化された。

2. 特許部による出願処理

①出願人と代理人

特許部設置以降の特許出願を検討しよう。表3は、1898年から1914年までの出願人を、表4は出願代理人の分布を示している。すでに見たように、1896年の再編以来、特許はBTHの名義で出願されていたが、特許部設置以降も、一部の例外的な期間を除き、ほとんどすべての特許（GEからの通知特許を含む）はBTHの名義で出願された。1898年から1900年までは、弁理士によって出願処理が行われていない。特許明細書を見ると、そこには複数の取締役と総務担

44) BTH, Board Minutes, September 16, 1901, MS Marconi 2882.

45) BTH, Executive Committee Minutes, October 4, 1901, MS Marconi 2888.

46) Ibid., October 10, 1901.

47) Ibid., July 29, 1903.

表3 GEとBTHによる特許の出願名義人 1898-1914

出願年	出願件数		BTH	外部代理人		E・A・キャロラン	ウォリック社
		イギリスにおける発明		H. H. レイク	その他		
1898	49		49				
1899	93	5	93				
1900	112	3	112				
1901	135	8	133		1	1	
1902	300	16	100	125	1	74	
1903	255	12	83		1	156	16
1904	448	25	334			60	54
1905	284	35	255			2	27
1906	292	34	268				24
1907	255	36	230				25
1908	144	38	137				7
1909	124	27	112				12
1910	91	26	76				15
1911	140	23	121				19
1912	195	35	181				14
1913	157	25	145				12
1914	145	27	136				9
Total	3,219	375	2,565	125	3	293	234

注記：BTHにはH. C. リーヴァイス（取締役）のものを含む。

出所：GB Patent Office, *Index to Names of Applicant*, 各号；Espacenetより筆者作成。

表4 GEとBTHによる特許の出願代理人 1898-1914

出願年	BTH特許部		外部代理人		なし	不明	合計
	A・J・タナー	J・グレイ	ハゼルトイン, レイク	その他			
1898					47	2	49
1899					90	3	93
1900					111	1	112
1901	126		1		4	4	135
1902	69	72	122	1		36	300
1903	66	115	1			73	255
1904	18	260				170	448
1905		185				99	284
1906		211				81	292
1907		157				98	255
1908		96				48	144
1909		87				37	124
1910		55				36	91
1911		93				47	140
1912		152				43	195
1913		115				42	157
1914		117				28	145
Total	279	1,715	124	1	252	848	3,219

注記：ほとんどの「不明」は出願取下げによるものと思われる。

出所：GB Patent Office, *Index to Names of Applicant*, 各号；Espacenetより筆者作成。

当重役の名前が記載されているだけである。おそらく社内で出願処理がなされてはいるが、代理人となる勅許弁理士が社内になかったからであろう。1901年になると、BTH名義の特許は、アーノルド・タナーによって出願処理されるようになった。すなわち、BTH特許部が出願処理を行ったのだが、おそらくタナーが勅許弁理士として登録されたことにより、明細書に明記されるようになったものであると思われる。

しかし1902年には、GEから通知された126件の特許が、レイクの名前で出願された。これらの特許は、ハゼルタイン、レイク事務所によって出願処理が行われた。さらに、1905年までの期間に、GEからの通知特許がGEロンドン事務所のマネージャーであるエドガー・A・キャロラン(Edgar A. Carolan)の名義で300件以上出願された。キャロランの名義で出願された特許は、アーノルド・タナーによって出願処理されたもの、グレイによって出願処理されたものそしてハゼルタイン、レイク事務所によって出願処理されたものの3つに分けられる。つまり、キャロランの名義で出願されるものであっても、その多くのはBTHの特許部で出願処理が行われていたのである⁴⁸⁾。なお、1905年6月、GEとBTHとの間で、GEがイギリスで出願・取得したすべての特許（キャロランやレイクの名義で出願されたもの）をBTHに譲渡する契約が締結された⁴⁹⁾。

BTHは、1903年にタービンの製造のためにウォリック社を設立したが、ウォリック社のタービン特許もBTHの特許部によって出願処理されるようになった。タービン特許のほとんどはGEやGEのエンジニア個人からの通知特許であったから（イギリスにおける発明を出願する事例は少ない）、特許部はGEからの通知特許をBTHとウォリックに割り振って、それぞれを出願人として出願し、管理していたと言える。

さらにBTHは、1904年以降、GE以外の海外の関連企業からも特許を獲得した。1904年2月、BTHはフランスのCFTHと契約を締結し、それぞれの会社のエンジニアによってなされた発明や特許を相互に交換することとした⁵⁰⁾。翌年3月、BTHは同様の契約をドイツのAEGとも締結した⁵¹⁾。さらに、同年12月には、フランス企業のアトリエ・トムソン=ヒューストン(Ateliers Thomson-Houston)がBTHとCFTHとの間の相互特許交換契約に加わった⁵²⁾。AEGなど関連企業でなされた発明は、イギリスにおいてはBTHの名義で出願されたが、出願処理はBTH特許部で行われた。GEの関連会社間におけるこれらのネットワークが、図1で見たようなアメ

48) 1902年から1905年までの期間にBTHではなくレイクやキャロランの名義でGE特許が出願された理由は、不明である。

49) BTH, Executive Committee Minutes, June 7, 1905, MS Marconi 2888. 契約では、GEが負担した特許費用として2万2950ドルをGEに支払うことが承認された。

50) BTH, Executive Committee Minutes, February 18, 1904, MS Marconi 2888.

51) BTH, Report of Directors, September 15, 1906, MS Marconi 2900.

52) BTH, Executive Committee Minutes, December 20, 1905, MS Marconi 2888.

リカとイギリスにおける特許出願傾向の同時性の基盤に存在するのである⁵³⁾。

②特許部の役割

GEのイギリス特許 (BTH, レイク, キャロラン名義のものを含む) のほとんどは, BTHの特許部によって出願処理が行われた。特許明細書の署名をみると, およそ1903年まではアーノルド・タナー, そしてそれ以降はグレイとなっている。1905年以降, BTHは特許出願処理を内部化し, 外部の法律事務所を使わなかった。特許部によって出願処理を行うのは, GEが世界各国に有効な特許ポートフォリオを構築するうえで, 各地の関連会社の特許部門と密接に連絡を取りながら特許管理を行う必要があったからである。

特許部で用いられていた特許登録簿をみると, 特許部の役割が見えてくる。特許登録簿は1件の特許につき4ページで構成されている。表紙(1ページ目)は登録事項を記入するページで, 事件番号, イギリス特許番号, 日付, 出願人名, 発明者名, そして発明の名称などを記入する。2ページ目から4ページ目までは, 縦の欄に国・地域が配列されており, 各行(特定の国・地域)に特許番号, 日付, 料金納付状況, 実施状況などの情報を記入するようになっている。国と地域の一覧は年によって多少異なり, 1909年には縦の欄にアルゼンチンからザンジバルまでアルファベット順に104の国と地域が記載されていた⁵⁴⁾。

GE研究所のウィリアム・D・クーリッジ(William D. Coolidge)が開発した引線タングステン電球に関する特許を例として取り上げてみよう。この発明は, アメリカにおいては, 34個の請求項を持つ第1082933号として登録された。イギリスでは, クーリッジの特許は2つに分割されて独立した特許として出願された。その1つは1909年第23499号「効率を高めるためのタングステンの処理に関する改良」で, 5個の請求項を持っていた。もう1つは1910年第8031号「タングステンとその製造に関する改良」で, 10個の請求項を持っていた。登録簿には, 前者の特許は日本で第20894号として登録されていること, 後者はオーストリア, カナダ, チリなど多数の国で登録され, 日本においては第18961号として登録されていることが記載されている⁵⁵⁾。

2つ目の事例は, GEのアービング・ラングミュア(Irving Langmuir)が開発したラジオ用真空管の基本特許である。この発明をカバーするイギリス特許は, 1914年第15788号「電気放電装置の改良」で, 10個の請求項を持っていた。さらに特許登録簿をみると, この特許はラングミュアのものを含む複数の特許を一つにしたものであることがわかる。この特許の登録簿の表紙には10件の事件番号が記載されており, それらはラングミュアのほかにウィリアム・C・

53) 特許交換契約によって, GEはBTH, CFTH, そしてAEGなどからアメリカにおける特許出願権を獲得し, アメリカで特許を出願しその権利を確保した。

54) BTH, Patent Register 1904-1927, MS Marconi 2905.

55) これら2件の特許のそれぞれの登録簿のアメリカの欄には何も記載がないが, 理由は不明である。

ホワイト (William C. White), アーネスト・F・W・アレキサンダーソン (Ernest F. W. Alexanderson) の発明を指すものであった。これらの関係の特許明細書でみたものが図2と図3である。図2はラングミュアの発明のアメリカ特許 (第1273783号) の図面であり, 図3はイギリス特許 (1914年15788号) の図面である。比較すると分かるように, イギリス特許の図面にはアメリカ特許にない図が含まれている。イギリス特許にはラングミュアのアメリカ特許第1273783号以外にも, ラングミュアの第1558436号, 1558437号, そしてホワイトの第1159307号の要素が含まれていた。

BTHの特許登録簿は, 特許部がイギリスとアイルランドにおける特許の競争状況を調査し検討しているだけでなく, 100を超える国と地域における特許の競争状況を調査し, 情報を収集し, 検討していることを示している。アメリカから送られてくるGE特許をイギリスにおいて出願するとき, BTH特許部はアメリカの特許明細書の記載のままに出願を行うのではな

I. LANGMUIR,
ELECTRON DISCHARGE APPARATUS.
APPLICATION FILED OCT. 16, 1913. RENEWED MAR. 14, 1916.
1,273,783. Patented July 23, 1918.

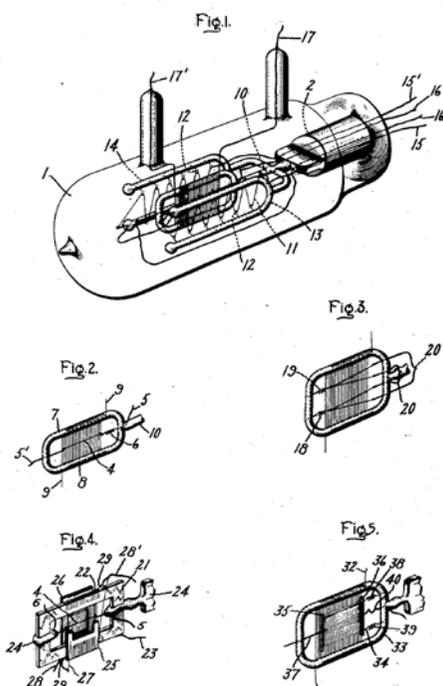


図2 ラングミュアのアメリカ特許
出所: USPTO Patent Full-Text Image Database

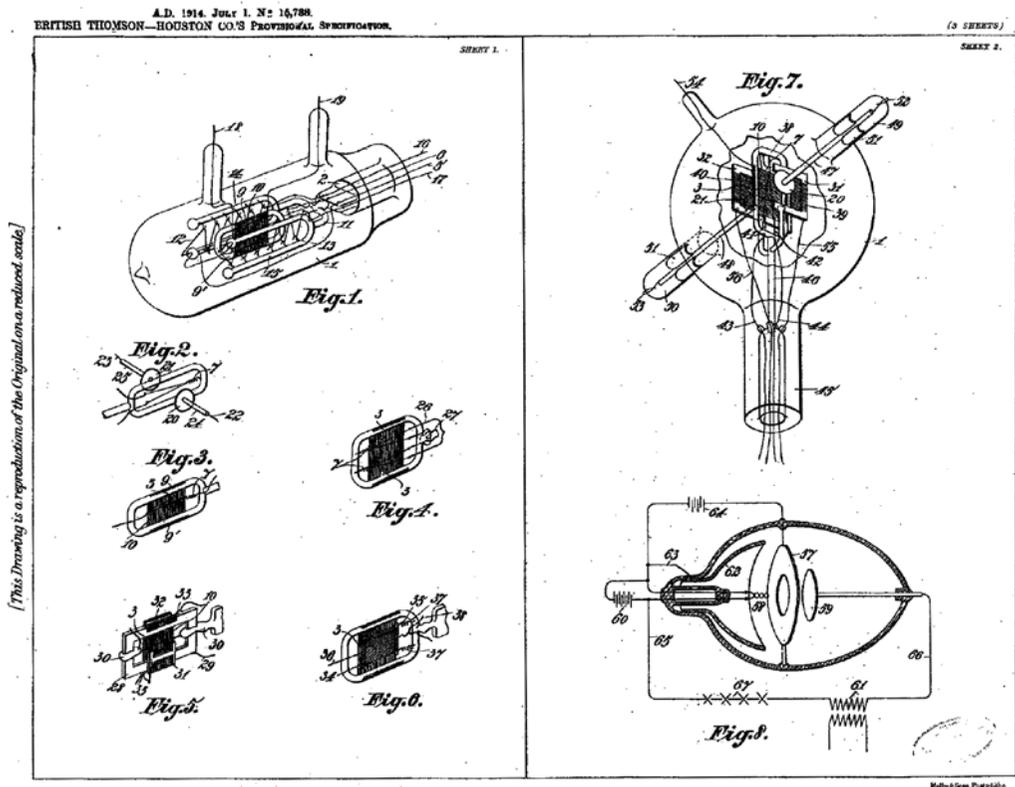


図3 ラングミュアのイギリス特許

出所：Espacenet (GB1914 15788)

く、イギリスやアイルランドにおける特許の競争状態を考慮し、ある特許については他のものと結合し、またある特許についてはいくつか分割し、最も適した特許を出願し、それによって最適なイギリス特許を取得しようとした。

というのも、競争相手や状況は国や地域によって異なっており、その市場に対応した特許ポートフォリオが必要であったからである。タングステン電球特許についてみても、アメリカではクーリッジの引線タングステン電球の特許よりも、ユスト＝ハナマン (Just-Hanaman) 特許が基本特許であった (Bright, 1949, 271-280)。他方で、たとえば日本では、アメリカのユスト＝ハナマン特許は登録されなかった。日本ではむしろ、クーリッジの第20894号特許が基本特許となり、電球産業の集中が進んだ⁵⁶⁾。イギリスでは、BTHと現地電球企業との相互ライセンス協定は、ユスト＝ハナマンのイギリス特許に基づいて行われた⁵⁷⁾。したがって、特許部

56) 西村 (2002b) を参照。

57) BTH, Executive Committee Minutes, January 26, 1911, MS Marconi 2889.

の重要な役割の一つは、その市場におけるさまざまな状況に対応して特許ポートフォリオを構築することであり、GEのグローバルなネットワークでは、各国のGE関連企業は、それぞれがテリトリーとする市場に最も適的な特許ポートフォリオを構築することが求められていたのである。なお、GEとBTHは、イギリスにGE特許を出願する際、パリ条約に定められた手続きを利用していなかった。

3. ライセンスの管理

特許部が設置されて以降も、ライセンスを管理する全社的な組織体制は基本的に変化しなかった。ライセンスの供与や獲得を意思決定しそれを実行するのは取締役会であり、特許部と外部の法律事務所がそれを補助した。特許部の設置は、それ以前にパーシャルが行っていた機能を組織化し、強化するものであった。

BTHが製造する電気機器がより複雑になり、製品系列も拡大するにつれて、特許を購入したり、他社のライセンスを得たり、あるいは他社にライセンスを供与する機会も増加した。電気機械産業では、そのような特許取引は初期のころから国境を越えて行われた。1901年11月、BTHはマイカ絶縁会社（Mica Insulator Company）、GE、ウェスチングハウス、およびそれらのイギリス子会社と絶縁材料に関する特許ライセンス契約を締結した。この契約は、取締役であるライスとモンクスによって署名された⁵⁸⁾。1904年には、BTHはAEGとの間で、AEGのもつ鉄道用の単層交流機器に関するウィンター＝アイヒバーク特許の買取について交渉を開始し、翌年それを購入する契約を締結した⁵⁹⁾。さらに1910年2月には、イギリスGEC（General Electric Company Ltd.）、オスラム（Osram Lamp Works）との間で金属フィラメント電球特許のライセンスを交換する協定を締結した。この契約交渉では、BTHが基本特許であるユスト＝ハナマン特許を保有し、主導的な立場にあった⁶⁰⁾。1912年になると、この契約にジーマンス・ブラザーズ（Siemens Brothers & Co.）、ジーマンス・ブラザーズ・ダイナモ・ワークス（Siemens Brothers Dynamo Works）も加わり、翌年にはエディスワン（Ediswan）もこれに参加した⁶¹⁾。このライセンス契約はイギリス国内に限られていたが、それはGEのグローバルなライセンス網の一部を形成していた。

このようなライセンスの供与・獲得や特許買取における特許部の役割の一つは、取締役会に勧告を行うことであった。1901年1月、タナーは取締役会会長あてに、モーター始動装置に関するH・S・メイヤー（H. S. Meyer）特許を買収すべきであると勧告し、次の取締役会で

58) Ibid., November 12, 1901.

59) Ibid., October 20, 1904 and March 22, 1905; BTH, Report of Directors, September 15, 1906, MS Marconi 2900.

60) BTH, Executive Committee Minutes, February 23, 1910, MS Marconi 2889.

61) Ibid., February 28, 1912.

30ポンドの予算で買収することが承認された⁶²⁾。同月に行われた別の取締役会では、タナーはトロリーの標準に関わるサミュエルソン (Samuelson) 特許の買収が望ましいとの報告書を提出し、同様に100ポンドの予算で買収が承認された⁶³⁾。さらに、1906年10月には、特許部から取締役会に書簡が提出され、ラグビー工場での電球生産に用いるバルブ吹き機のためにアルフレッド・スワン (Alfred Swan) からライセンスを得るべきであると主張した。それを受けて、取締役会はスワンの非排他的ライセンスに対して100ポンドの支払いを決定した⁶⁴⁾。

取締役会は、しばしば特許部に対して諮問を行った。1903年9月に、コフィン (GE社長) が鉄道制御に関するスプレーグ (Sprague) 特許の購入を提案した。この提案に関して取締役会は、特許部に予備的な意見を提出するよう諮問した。「BTHの特許はスプレーグ特許よりも進んでいる」という特許部の答申と、提案された購入価格が高額であったことが要因で、取締役会はコフィンに対して「購入は賢明でない」と伝えた⁶⁵⁾。これに対して、コフィンはスプレーグとの面談の結果をBTH側に通知し、スプレーグ特許の買収によってBTHは複数ユニットシステムの分野で支配的な地位を手に入れることができると主張した。同年10月に、スプレーグも同席して取締役会で審議が行われたのち、最終的にスプレーグ特許を買収することを決定した。特許買収の費用は10万ドルで、イギリスとアイルランド、および北米と大陸ヨーロッパを除く各国の特許が対象であった。10万ドルのうち、5万ドルはGEが負担した⁶⁶⁾。

このように、ライセンスにおける特許部の役割は、対象となる特許の状況と競争上の位置を調査し、それを取締役会に報告し、ライセンス契約や買収について勧告することで取締役会の決定を補助することであった。

4. 権利行使

ライセンスの場合と同じく、権利行使の組織体制も、特許部設置以前と比べ変化しなかった。特許権の権利行使にかかわる意思決定は取締役会が行い、特許部と法律事務所や勅許弁理士など外部資源がそれを補助した。

BTHがトムソン・メーター特許を侵害していると主張するチェンバレン&フッカム社との紛争は、まだ続いていた。1898年2月、専務取締役のモンクスと特許部のタナーは、法的な視点と技術的な視点からBTHの持つ特許の価値について報告するよう指示された⁶⁷⁾。取締役会は特許部に対して会社の持つ特許の価値とそれを防御する妥当性について評価するよう諮問

62) BTH, Board Minutes, January 7, 1901, MS Marconi 2881.

63) Ibid., January 28, 1901, MS Marconi 2881.

64) BTH, Executive Committee Minutes, October 10, 1901, MS Marconi 2888.

65) Ibid., September 25, 1903.

66) Ibid., October 9 and 23, 1903.

67) BTH, Board Minutes, February 8, 1898, MS Marconi 2881.

したのである。チェンバレン&フッカム社がBTHを訴えてから、取締役会会長は適宜訴訟の進展について報告を行った⁶⁸⁾。訴訟手続きは法律事務所のアッシュハースト・モリス・クリスプ事務所が行った。1900年の前半に、BTHは勝訴判決を受け取った。「功労にかんがみ」取締役会はフランク・ホールデンに150ギニー、タナーに100ギニーを贈ることを決定した⁶⁹⁾。

同様に、特許部はエレクトリカル・コンストラクション社（Electrical Construction Company, Ltd.）によって提起された訴訟においても、重要な役割を果たした。1898年12月、コンストラクション社がインペリアル・トラムウェイ社（Imperial Tramway Company）を、その子会社であるミドルズブラ・ストックトン＝オン＝ティーズ&ソーナビー電気鉄道会社（Middlesbrough Stockton-on-Tees & Thornaby Electric Tramway Limited）がモーター・サスペンション特許を侵害している廉で訴えた。BTHはこの子会社の設備建設を請け負っていたので、モンクスはタナーに特許の地位について調査し、インペリアル社の弁護士であるゴッドフレイ（Godfray）と連絡を取るよう指示した⁷⁰⁾。BTHはこの訴訟に参加し、最終的に裁判所はBTHとインペリアル社側の勝訴の判決を下し、上告審でも一審判決が維持された。再び、取締役会は「功労にかんがみ」タナーに謝礼として100ギニーを贈った⁷¹⁾。

特許権の行使はたいいてい、より有利な取引を行うためにライセンス協定や特許プールの形成と結びつけられる。1903年、BTHはウォリック社を設立し、蒸気タービン事業に進出した。BTHはアメリカから技術を輸入し、効率の良い蒸気タービンを製造することでタービン事業を立ち上げようとし、同時に権利の防禦やライセンスといった蒸気タービンにかかわる特許管理も行った。初期のころは、イギリスにおいて蒸気タービン事業を行う競合企業は数社しかなかったが、しばらくするとこの分野にいくつかの有力な企業が参入してきた。ウィリアムズ&ロビンソン社（Williams & Robinson Limited）は、そのうちの一つであった。この会社は自社のタービンをカバーする特許を保有していたが、取締役会はモンクス（この時はBTHの顧問弁護士となっていた）に対して、「ウィリアムズ&ロビンソン社が（BTHのタービン特許を——引用者）侵害しないように法的な手続きを含め、必要なあらゆる手続きをとる」権限を付与した⁷²⁾。1年に及ぶ交渉の結果、ウィリアムズ&ロビンソン社は、BTHのタービン特許を「侵害するようないかなる行動もとらない」ことに同意した⁷³⁾。これが特許権の防禦の事例である。他方で、BTHはカーチス型蒸気タービン特許のライセンスに関して、リチャードソン・ウェストグラス社（Richardson Westgrath & Co.）と交渉を行った。1909年10月、ライ

68) Ibid., May 2, 1899.

69) Ibid., May 28, 1900; BTH, Report of Directors, July 13, 1900, MS Marconi 2900.

70) BTH, Board Minutes, December 6, 1898, MS Marconi 2881.

71) Ibid., November 14, 1899; BTH, Report of Directors, July 13, 1900, MS Marconi 2900.

72) British Patent No. 18,104 of 1908, "Improvements in Turbines" ; BTH, Executive Committee Minutes, September 30, 1909, MS Marconi 2889.

73) Ibid., September 14, 1910.

センスの供与が取締役会で承認された。続いて、取締役会長のハワード・リーヴァイス (Howard Levis) はモンクスと特許部長グレイと準備を整え、彼らとの契約を締結した⁷⁴⁾。

V. おわりに

特許制度の整備は、たしかに多国籍企業が海外市場に参入する意思決定を行う上での条件の一つである。近代的な特許法、企業に代わって特許出願処理を行う有能な弁理士、よく訓練された弁護士と権利行使のための司法システムは、すべて多国籍企業が国境を越えて特許出願を行い、事業を行うための必要条件である。しかし、十分条件ではない。たとえ特許制度が整備されたとしても、それが直接的に大量の特許出願を生起させるわけではないだろう。多国籍企業が大規模な特許出願を行うために必要なことの一つは、進出先の市場において現地の特許管理とその組織をうまく発展させることである。

イギリスでは、GEは特許をBTHに譲渡し、特定のテリトリーでそれを利用させた。BTHによる特許管理は、初期のころは取締役会において担われていた。とくに、総務担当重役のデヴォンシャーとパーシャルが特許問題に責任を負っていた。取締役会は、法律事務所や弁理士といった外部資源の助けを借りながら、特許の出願処理を行い、特許の買収、ライセンス、そして権利行使についても管理を行った。BTH特許部は1897年末に組織され、グレイがBTHに入り特許部長となった1902年に再編され、強化された。特許部はGEからもたらされる特許と、BTHでなされた発明とともにイギリス特許局に対して出願した。また、職務発明も契約により会社に譲渡されるようになり取り決め得られ、会社の管理下に置くようになった。出願、買収、ライセンス、そして権利行使といった一連の特許管理は、特許部と外部の法律事務所や弁理士によって補助されながら、取締役会によって実行された。

他方で、BTHの特許管理がGEから派遣された人材によって担われたことも、特記すべき点である。特許部の設置以前に特許問題の責任者であったパーシャルは、GEから派遣されたエンジニアであった。職務発明規定の必要性は、現地の役員ではなくGE副社長のライスによって指摘され、検討された。ライスと、GEから派遣された専務取締役であるクラークが職務発明規定を検討し、契約を調整した。しかし、次第に特許管理は現地人材に引き継がれてゆき、その代表的な人物は、特許部長のスコットランド人グレイであった。

たしかに、極めて優秀なイギリスの法律事務所、能力のある特許弁理士、ケルヴィン卿のような最高の科学者、そして多数の現地のエンジニアなど、特許管理を行う上で利用できる現地資源は存在した。しかし、そのような現地の資源が管理技術とともに競争力のある特許管理として組織されなければ、GEは近代的なイギリスの特許制度を十分に利用し、グローバルな事

74) Ibid., October 14, 1909.

業を構築できなかったのではないだろうか。

謝辞：本研究はJSPS科研費22730322および15K03704の助成を受けたものです。

参考文献・資料一覧

- Byatt, Ian Charles Rayner (1979) *The British Electrical Industry 1875-1914: The Economic Returns of a New Technology*. Oxford, UK: Clarendon Press.
- Boehm, Klaus (1967) *The British Patent System: 1. Administration*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Bright, Jr., Arthur A. (1949) *The Electric-Lamp Industry: Technological Change and Economic Development from 1880 to 1947*. New York, NY: The MacMillan Company.
- Carlson, W. Bernard. (1991) *Innovation as a Social Process: Elihu Thomson and the Rise of General Electric 1870-1900*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Davenport, Neil (1979) *The United Kingdom Patent System: A Brief History*. Hampshire, UK: Kenneth Mason Publications Ltd.
- Khan, B. Zorina (2009) *The Democratization of Invention: Patents and Copyrights in American Economic Development, 1790-1920*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Nishimura, Shigehiro (2014) "The Making of Japanese Patent Culture: The Impact of Westinghouse's International Patent Management," *Kansai University Review of Business and Commerce* 16, pp. 23-47.
- 西村成弘 (2002a) 「外国技術の導入と特許部門の役割——芝浦製作所における特許部門の設立と展開——」『国民経済雑誌』第186巻第4号, 1-18ページ。
- 西村成弘 (2002b) 「戦前におけるGEの国際特許管理——『代理出願』契約と東京電気の組織能力——」『経営史学』第37巻第3号, 28-56ページ。
- 西村成弘 (2009) 「近代企業の形成と特許管理——トムソン=ヒューストン社の事例——」『関西大学商学論集』第53巻第3号, 53-71ページ。
- 西村成弘 (2012) 「ウェスチングハウスの欧州における特許管理1889-1914」『経済論叢』第185巻第3号, 93-111ページ。
- Palmén, Marcus. "Bristol Tramways Power Stations 1895-1941: The Story of the Counterslip Power Station and the Designers, Architect William Curtiss Green—Engineer Horace Field Parshall." Supplement to the Histelec News (August 2009). South Western Electricity Historical Society (<http://www.swehs.co.uk/tactive/sparkhome.php>).
- Passer, Harold C. (1953) *The Electrical Manufacturers 1875-1900: A Study in Competition, Entrepreneurship, Technical Change, and Economic Growth*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Price-Hughes, H. A. (1946) *B.T.H Reminiscences: Sixty Years of Progress*. Rugby, UK: British Thomson-Houston Co. Ltd.
- Wilkins, Mira (1970) *The Emergence of Multinational Enterprises: American Business Abroad from the Colonial Era to 1914*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- General Electric Company. *First Annual Report*. January 31, 1893.
- Great Britain Patent Office. *Report of the Comptroller General of Patents, Designs and Trademarks* 1. 1884.
- Great Britain Patent Office. *Report of the Comptroller General of Patents, Designs and Trademarks* 3. 1886.
- Great Britain Patent Office. *Index to Names of Applicants, 1892-1920*.
- United States Patent Office. *Index of Patents Issued from the United States Patent Office*. Washington, DC:

United States Government Printing Office, 1892-1945.

Marconi Archives:

MS Marconi 2880-2882, 2888-2890, 2900, 2905.

Owen D. Young Papers:

Box 59, Folder 202A

The Museum of Innovation and Science Archives:

Swope, Jr., Gerard "Historical Review of GE's Foreign Business as Affected by U.S. Antitrust Laws."
October 31, 1972.